

秋田県公報

目 次

規 則

○秋田県行政組織規則の一部を改正する規則（一六・人事課）……………1

規 則

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年三月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第十六号

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県行政組織規則（昭和五十六年秋田県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六款の二 産業技術総合研究センター（第三十条の四―第三十条の七）」を「第六款の二 総合食品研究所（第三十条の四―第三十条の七）」を「第六款の三 産業技術総合研究センター（第三十条の八―第三十条の十一）」に、「第二十八款」を「第三十款」に改め、「第二十九款 脳血管研究センター（第八十六款―第八十九款）」「第九十款 第九十一款の三」を削り、「第三十三款 中央男女共同参画センター（第九十九款・第一百条）」を「第三十三款及び第三十四款 削除」に、「第七十款」第七十五款 削除

事務所（第二百二十五条―第二百二十七条）を「第七十款から第七十六款まで 削除」に改める。

第三条の表健康福祉部の項中「県立病院改革推進室」を「医師

確保対策推進室」に改め、同表生活環境文化部の項中「安全・安心まちづくり推進課」を削り、「環境あきた創造課」を「環境あきた創造課」に、「地域活動支援室」を「安全・安心まちづくり推進室」に改め、「環境管理室」を削り、同表農林水産部の項中「水と緑推進課」を削り、「森林整備課」を「水と緑の森づくり課」に改め、「全国植樹祭推進室」を削り、「農畜産振興課」を「農畜産振興課一家畜生産対策室」に改め、同表産業経済労働部の項中「資源エネルギー課」を「資源産業課」に、「流通貿易課」を「流通貿易課」食彩あきた推進室」に改める。

第六条の二科学技術課の項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 総合食品研究所に関する事。

第七条第一項医務薬事課の項中第十四号を第十五号とし、第四号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 医師の確保対策の推進に関する事。

第七条第二項中「医務薬事課県立病院改革推進室」を「医務薬事課医師確保対策推進室」に、「第十一号から第十三号まで」を「第四号」に改める。

第八条第一項県民文化政策課の項中第十六号を第二十四号とし、第十五号を第二十三号とし、第十四号の次に次の八号を加える。

十五 安全なまちづくりに関すること。

十六 犯罪被害者等の支援に関する事。

十七 消費生活の安定及び向上に関する調査、企画及び調整に関する事。

十八 物価対策及び生活関連物資対策に関する事。

十九 消費生活協同組合に関する事。

二十 金融に関する知識の普及啓発に関する事。

二十一 交通安全対策の企画、促進及び総合調整に関する事。

二十二 生活センターに関する事。

第八条第一項安全・安心まちづくり推進課の項を削り、同条第一項環境あきた創造課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

環境エネルギー推進課

一 地球温暖化対策に関する事。

二 省エネルギーに関する施策の企画、調整及び推進に関する事。

三 新エネルギーに関する施策の企画、調整及び推進に関する事。

第八条第二項を次のように改める。

2 県民文化政策課安全・安心まちづくり推進室は、県民文化政策課の所掌事務のうち第十五号から第二十三号までに掲げる事務を分掌する。

第八条第三項を削り、同条第四項中「第十一号」を「第十号」に改め、同項を同条第三項とする。

第九条第一項農林政策課の項第二十六号を削り、同条第一項農山村振興課の項第六号及び第九号中「こと」の下に「（他の所管に属するものを除く。）」を加え、同条第一項水と緑推進課の項を削り、同条第一項森林整備課の項中「森林整備課」を「水と緑の森づくり課」に改め、同項に次の七号を加える。

九 ふるさとの森と川と海の保全及び創造（森林、河川、海岸等における多様な自然環境を人の活動と調和を図りながら体系的に保全するとともに、健全な生態系及び良好な景観を維持し、及び回復し、県民と自然とが共生できる環境をつくりだすことをいう。以下この項において同じ。）に関する施策の企画、調整及び推進に関する事（他の所管に属するものを除く。）。

十 ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する調査に関する事。

十一 ふるさとの森と川と海の保全及び創造の啓発に関する事。

十二 ふるさとの森と川と海の保全及び創造を推進するための人材の養成に関する事。

十三 緑化の推進に関する事（他の所管に属するものを除く。）。

十四 林業等に関する技術の普及指導に関する事。

十五 森林学習交流館に関する事。

第八条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 農畜産振興課家畜生産対策室は、農畜産振興課の所掌事務のうち第六号から第九号まで、第十一号及び第十六号に掲げる事務を分掌する。

第十一条第一項産業経済政策課の項中第十六号を第十八号とし、第十五号から第十五号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

五 商工団体の育成指導に関する事。

六 中小企業等協同組合に関する事。

第十一条第一項地域産業課の項第四号中「工業」を「工業」に改め、同項第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 産業振興プラザに関する事。

第十一条第一項地域産業課の項第十号を第九号とし、第十号を第十号とし、第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、第十四号及び第十五号を削り、同条第一項流通貿易課の項第一号中「卸・小売商業」を「卸・小売業及びサービス業」に改め、同項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 食品産業の振興に関する事。

六 農商工連携の促進に関する事。

第十一条第一項資源エネルギー課の項中「資源エネルギー課」を「資源産業課」に改め、同項第二号中「こと」の下に「(他の)所管に属するものを除く。」を加え、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「第十号から第十四号」を「第九号から第十一号」に改め、同条に次の一項を加える。

3 流通貿易課食彩あきた推進室は、流通貿易課の所掌事務のうち第五号から第八号までに掲げる事務を分掌する。

第十二条第一項下水道課の項第九号を削る。

第十四条第三十五号及び第三十六号中「生活環境文化庁安全・安心まちづくり推進課」を「生活環境文化庁県民文化政策課安全・安心まちづくり推進室」に改め、同条第四十号及び第四十一号中「生活環境文化庁環境あきた創造課環境管理室」を「生活環境文化庁環境あきた創造課」に改め、同条中第四十六号を削り、第四十七号を第四十六号とし、第四十八号を第四十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十八 秋田県水と緑の森づくり基金運営委員会 農林水産部 水と緑の森づくり課

第十四条第四十九号中「産業経済労働部地域産業課」を「産業経済労働部産業経済政策課」に改める。

第十五条中「農林水産技術センター」を「農林水産技術センター 総合食品研究所

」に改め、「脳血管研究センター」、「リハビリテーション・精神医療センター」、「中央男女共同参画センター」及び「流下

水道事務所」を削る。

第十五条の四第一項の表鹿角地域振興局の項中 「総務課」を

「総務経理課」に、「河川砂防課」を「河川砂防課」に改め、同課

表北秋田地域振興局の項中 「総務課」を「総務経理課」に改め、同表山本地域振興局の項中 「総務課」を「総務経理課」に改め、同表秋田地域振興局の項中 「建築課」を「建築課」に改め、同表由利地域振興局の項中 「総務課」を「総務経理課」に改め、同表仙北地域振興局の項中 「総務課」を「総務経理課」に改め、同表仙北地域振興局県税部の項を削り、同表仙

北地域振興局の項中 「建築課」を「下水道課」に改め、同表平鹿地域振興局の項中 「建築課」を「下水道課」に改め、同表雄勝地域振興局の項中 「総務課」を「総務経理課」に改め、同条第二項の表鹿角地域振興局福祉環境部の項の次に次のように加える。

鹿角地域振興局建設部下水道課

大館市川口字中川口一番地

第十五条の四第二項の表北秋田地域振興局総務企画部大館事務

課

課

課

課

課

所の項を削り、同表北秋田地域振興局建設部河川砂防課森吉ダム管理事務所の項の次に次のように加える。

北秋田地域振興局建設部下水道課

大館市川口字中川口一番地

第十五条の四第二項の表山本地域振興局建設部河川砂防課素波里ダム管理事務所の項の次に次のように加える。

山本地域振興局建設部下水道課

秋田市向浜二丁目三番一号

第十五条の四第二項の表秋田地域振興局建設部河川砂防課岩見ダム管理事務所の項の次に次のように加える。

秋田地域振興局建設部下水道課

秋田市向浜二丁目三番一号

第十五条の四第二項の表仙北地域振興局建設部河川砂防課鏡畑ダム管理事務所の項の次に次のように加える。

仙北地域振興局建設部下水道課

大館市花館字上大戸下川原七十四番地の三十六

第十五条の四第二項の表平鹿地域振興局福祉環境部の項の次に次のように加える。

平鹿地域振興局建設部下水道課

三 源泉徴収に係る所得税の納入に関する事。第十五条の六第一項大館事務所の項を削り、同条第二項を次のように改める。

2 秋田地域振興局総務企画部総務経理課においては、前項総務経理課の項第四号に掲げる事務は、所掌しないものとする。第十五条の六中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項を削る。

第十五条の八第一項企画福祉課の項第十九号及び第十五条の九第一項農林企画課の項第二十五号中「総務課又は経理課」を削る。

第十五条の十第一項企画道路課の項第八号中「又は経理課」を削り、同項第十号中「総務課又は経理課」を削り、同条第一項阿仁川復旧課の項の次に次のように加える。
下水道課

一 流域下水道の建設及び管理に関する事。
二 過疎地域における公共下水道の建設に関する事。
第十五条の十中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。
4 鹿角地域振興局建設部下水道課においては、第一項下水道課の項に規定する事務のほか、十和田湖公共下水道の建設及び管理に関する事務を所掌する。

第十六条中「産業」を「企業」に改める。
第十八条中「産業情報課」を「企業・人材支援課」に改める。
第十九条企画政策課の項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
四 県産品及び観光の宣伝、紹介、あつせん等に関する事。

第十九条産業情報課の項中「産業情報課」を「企業・人材支援課」に改め、同項第一号中「産業」を「企業」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。
第二十四条第二号中「保全に関する」の下に「試験検査及び」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同条に次の一号を加える。

三 化学物質による健康被害の防止に関する試験検査及び調査研究に関する事。
第二十六条第一項中「環境部」を「環境・理化学部」に改め、同条第二項を削る。
第二十七条中「及び環境部」を「及び環境・理化学部」に改め、同条環境部の項を次のように改める。

環境・理化学部
第二十四条第二号及び第三号に掲げる事務に関する事。

第二十九条各号列記以外の部分中「食品加工業及び酒類製造業」を削り、「これら」を「農林水産業」に改め、同条第一号及び第二号中「食品加工業及び酒類製造業」を削る。
第三十条の二第二項中「上欄に掲げる室、研究所」を「上欄に掲げる室」に、「当該研究所、試験場」を「当該試験場」に、「研究所、試験場及び部」を「及び部」に改め、同項の表総合食品研究所の項を削り、同条第二項中「研究所、」を削り、同項の表総合食品研究所の項を削る。

第三十条の三中「総合食品研究所の管理室、食品加工研究所及び醸造試験場」を削り、同条総合食品研究所の項第四号中「総合食品研究所」を削り、同条総合食品研究所の項を削る。
第六款の二中第三十条の七を第三十条の十一とし、第三十条の四から第三十条の六までを四条ずつ繰り下げ、同条を第六款の三とし、第六款の次に次の一款を加える。

第六款の二 総合食品研究所
(事務)
第三十条の四 総合食品研究所は、食品加工業及び酒類製造業の振興を図り、並びにこれらの振興のための基盤となる技術の発展に資するため、次の事務を行う機関とする。
一 食品加工業及び酒類製造業に関する知識及び技術の普及指導並びに研修に関する事。
二 食品加工業及び酒類製造業に関する技術の研究開発及びその成果の普及に関する事。
三 民間企業等による前号の研究開発等に対する支援に関する事。

第三十条の五 総合食品研究所の名称及び位置は、次のとおりとする。
(名称及び位置)

名称	位置
秋田県総合食品研究所	秋田市新屋町字砂奴寄四番地の二十六

(内部組織)
第三十条の六 総合食品研究所に、企画管理室、食品加工研究所及び醸造試験場を置く。

第三十条の七 総合食品研究所の企画管理室、食品加工研究所及び醸造試験場の所掌事務は、次のとおりとする。
企画管理室

一 公印の管守に関する事。
二 人事、給与、文書及び財務に関する事。
三 公有財産の管理に関する事。
四 第三十条の四各号に掲げる事務の企画及び総合調整に関する事。
五 研究開発の評価に関する事。
六 特許等に関する情報の提供に関する事。
七 食品加工研究所及び醸造試験場との連絡調整に関する事。
八 食品加工研究所及び醸造試験場の所管に属しない事務に関する事。

食品加工研究所
一 農水産物等の食品の加工に関する技術の研究開発に関する事。
二 民間企業等による前号の研究開発等に対する支援に関する事。
三 農水産物等の食品の加工に関する知識及び技術の普及指導並びに研修に関する事。
醸造試験場
一 酒類の製造及び生物機能に関する技術の研究開発に関する事。
二 民間企業等による前号の研究開発等に対する支援に関する事。
三 酒類の製造及び生物機能に関する知識及び技術の普及指導並びに研修に関する事。
第四十一条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。
二 療育手帳の交付に関する事。
第二十四款から第三十款までを次のように改める。
第二十四款から第三十款まで 削除
第七十一条から第九十一条の三まで 削除
第三十三款及び第三十四款を次のように改める。
第三十三款及び第三十四款 削除
第九十九条から第一百二条まで 削除
第一百十条を次のように改める。

(事務)
第一百十条 鳥獣保護センターは、野生鳥獣の生態調査及び救護並びに野生鳥獣の自然繁殖に関する事務を行う機関とする。
第九十九条中「観光」を「及び観光」に改め、「及び貿易に関する情報の収集」を削る。
第七十款から第七十六款までを次のように改める。

3

第七十款から第七十六款まで 削除

第二百六条から第二百二十七条まで 削除
第二百四十五条第二項の表中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、第二十号を第十九号とし、第二十一号及び第二十二号を削り、同表第二十三号中「、脳血管研究センター、リハビリテーション・精神医療センター」を削り、同表第二十号とし、同表中第二十四号を第二十一号とし、第二十五号を第二十二号とし、同表第二十六号中「農林水産技術センターの」を削り、同表第二十三号とし、同表第二十七号中「農林水産技術センターの」を削り、同表第二十四号とし、同表中第二十八号を削り、第二十九号を第二十五号とし、第三十号を削り、同表第三十一号中「、脳血管研究センター及びリハビリテーション・精神医療センター」を削り、同表第二十六号とし、同表第三十二号中「、脳血管研究センター及びリハビリテーション・精神医療センター」を削り、同表第二十七号とし、同表中第三十三号を第二十八号とし、第三十四号から第三十七号までを五

号ずつ繰り上げ、同条第三項の表第四号中

自治研修所	農林水産技術センターの総合食品研究所
-------	--------------------

所長を補佐し、所長に事故があるとき又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。

所長を補佐し、

総合食品研究所長を補佐し、総合食品研究所長に事故があるとき又は総合食品研究所長が欠けたときは、その職務を代理する。

自治研修所
所長に事故があるとき又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。

保健所	脳血管研究センターの事務部並びにリハビリテーション・精神医療センターの事務部及び医療部	所長を補佐し、所長に事故があるとき又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。
-----	---	---

保健所
所長を補佐し、所長に事故があるとき又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。

三十一	農業法人化 地域振興局の 農林部	上司の命を受けて、集落営農の組織化及び法人化に関する事務をつかさどる。
-----	------------------	-------------------------------------

第二百四十五条第三項の表中第三十二号及び第三十三号を削り、第三十四号を第三十二号とし、第三十五号を第三十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

医長及び副医長を補

三十四	科長補佐 医療科	佐し、医長及び副医長に事故があるとき又は医長及び副医長が欠けたときは、その職務を代理する。
-----	----------	---

第二百四十五条第三項の表中第三十六号を削り、第三十七号を第三十五号とし、同表第三十八号中「農林水産技術センターの」の下に「企画経営室及び」を加え、「及び総合食品研究所」を「、総合食品研究所の醸造試験場」に改め、同表第三十六号とし、同表中第三十九号を第三十七号とし、第四十号から第五十二号までを二号ずつ繰り上げ、同表第五十三号中「、脳血管研究センター及びリハビリテーション・精神医療センター」を削り、同表第五十一号とし、同表第五十四号中「、脳血管研究センター及びリハビリテーション・精神医療センター」を削り、同表第五十二号とし、同表第五十五号中「及びリハビリテーション・精神医療センター」を削り、同表第五十三号とし、同表第五十七号から第六十一号までを二号ずつ繰り上げ、同表の備考二「産業技術総合研究センター及び脳血管研究センター」を「総合食品研究所及び産業技術総合研究センター」に改め、同表第五項中「第三十六号」を「第三十一号」に、「第五十九号」を「第五十七号」に、「第二項の表第三十七号」を「第二項の表第三十二号」に、「第三項の表第六十号及び第六十一号」を「第三項の表第五十八号及び第五十九号」に改める。

附則

(施行期日)

- この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
- (秋田県行政文書管理規則の一部改正)

秋田県行政文書管理規則(平成十三年秋田県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「、総合食品研究所」を削る。

(秋田県十和田湖公共有水道条例施行規則の一部改正)

秋田県十和田湖公共有水道条例施行規則(平成三年秋田県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「北部流域下水道事務所長」を「鹿角地域振興局長」に改める。
- (秋田県公舎管理規則の一部改正)

秋田県公舎管理規則(昭和四十四年秋田県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「北秋田地域振興局総務企画部大館事務所長」を削る。

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所 株式会社松原印刷
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
松原繁雄